

みらいふ訪問介護ステーション 指定訪問介護 契約書

様（以下「利用者」という。）とみらいふ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）は事業所が利用者に対して行う訪問介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業所は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業所に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

事業所は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者は「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「重要事項説明書」に定めたとおりです。事業所は、「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業所は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「重要事項説明書」に定めた内容の訪問介護を提供します。本事業所の従業者体制は次のとおりです。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または初任者研修修了者（訪問介護員養成研修1～2級課程を修了者）です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業所が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「重要事項説明書」を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。
- 5 介護保険適応外サービスにおいてはその内容や利用料は「自費契約書」に定めたとおりです。

第5条 (サービスの記録)

- 1 事業所は、訪問介護の実施ごとに、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。その控えは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。
- 2 事業所は、サービス実施記録簿を作成することとし、サービス提供の日から5年間保管します。
- 3 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
- 2 事業所は、当月料金の合計額の請求額に明細を付して、翌月20日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月料金の合計金額を翌月末日までに口座振替又は銀行振り込みで支払います。
- 4 利用者は、サービスの事業者がサービス実施の為に使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、サービス実施日の24時間前まで通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、「重要事項説明書」に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条 (料金の変更)

- 1 事業所は利用書に対して、1ヵ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「料金変更のための覚書」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合、文書で通知し、契約を解約することができます。

第9条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむ得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。交通費をいただきません。
- 2 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、契約を解約することができます。
- 3 次の事項に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業所が守秘義務に反した場合。
 - (3) 利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - (4) 事業所が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず14日以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者またはその家族が事業者や従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 利用者またはその家族が事業者や従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - (1) 反社会勢力である場合、または反社会勢力であった場合
 - (2) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (3) 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
 - (4) 利用者が死亡した場合

第10条 (賠償責任)

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・財産等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条 (秘密保持)

- 事業所および事業所の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。利用者の都合によりサービスをキャンセルした場合は、下記の料金をいただきます。
- 事業所は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第12条 (緊急時の対応)

事業所は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条 (身分証携行義務)

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条 (連携)

事業所は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条 (相談・苦情対応)

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対応し、迅速に対応します。

第16条 (天災等不可抗力)

- 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災、事業所の責に帰すべからざる事由で、サービスを提供することができなくなった場合には、事業所は、利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとします。
- 前項においても、利用者は既に提供されたサービスについては所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

第17条 (善管注意義務)

事業所は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を厳守し、善良なる管理者の注意をもってその義務を遂行します。

第18条 (本契約に定めのない事項)

利用者および事業所は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

みらいふ訪問介護ステーションは、契約書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び契約書の説明を行いました。

本通交付を証するため、本通を2通作成し、みらいふ訪問介護ステーション、利用者（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

説明年月日 年 月 日

(事 業 所)

所 在 地 大阪府堺市中区福田 1312 番 2

事業所名 みらいふ訪問介護ステーション

説明者

事業所から上記内容の説明を確かに受けました。

(利 用 者)

住 所

氏名

(代 理 人)

住 所

氏名（続柄）（ ）